



基準協会だより

No.85



旧北陸本線「鉄道遺構」 乳母岳トンネル（現在の久比岐自転車道）

第95回全国安全週間スローガン

安全は 急がず 焦らず 怠らず

目次

会長挨拶	
粉谷 高田労働基準協会会長	2
上越署長着任にあたって	
上越労働基準監督署長 寺嶋 様	3
令和4年度定期総会	4
令和4年度上越署の組織体制	6
上越署幹部職員着任のご挨拶	7
上越労働基準監督署からのお知らせ	8

発行 高田労働基準協会 上越市春日野1丁目5-10

☎025-523-9595 FAX025-522-9599

新年度のスタートにあたり



高田労働基準協会 会長
タワーパートナーズセミコンダクター株式会社
新井地区総括

こたに なおき
粉谷 直樹

高田労働基準協会会員事業所の皆様におかれましては、益々ご隆盛のこととお喜び申し上げます。また、平素より当協会の運営に多大なるご理解を頂くとともに、ご支援、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

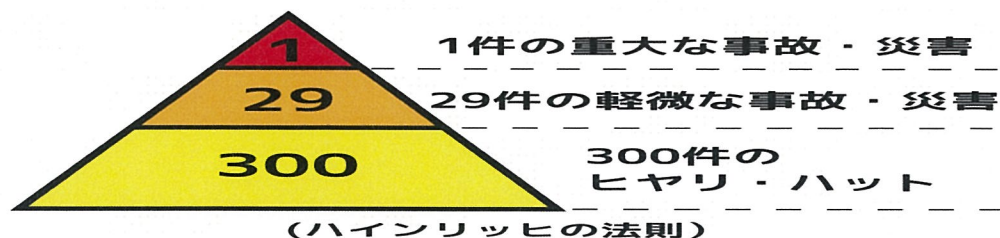
さて、令和4年度がスタートしました。昨今はコロナ禍においても少しずつ経済を回していかなければいけないという風潮が強くなってきております。今年の高田城址公園の観桜会を振り返りますと平時に近い状態で催され、更には上越市制施行50周年を記念し、上越の上空を航空自衛隊ブルーインパルスが滑空するというイベントまで開催されました。しかしながら、コロナ感染が完全に終息するという気配はなく、皆様におかれましては難しい舵取りにご苦労なされているのではと拝察いたします。そのような中、当協会の会合や各種行事においても安全を司る機関としては、リスクある活動などには踏み込むことができず、感染対策に重きをおいた運営をさせて頂いており、皆様にはご迷惑をお掛けしていることとお詫び申し上げます。令和4年度の運営も、早く感染が終息することを祈念しつつも状況を鑑みながら実施て参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

ここで、新年度を迎えるにあたって令和3年度を振り返ってみますと、上越労働基準監督署管内の休業4日以上労働災害の発生件数は349件と、前年から71件増加した結果で終わりました(速報値)。昨年同様、豪雪とコロナ感染症による影響があったとはいえ、労働災害発生件数としては依然高い状態が続いていると言わざるを得ません。

このような状況により令和4年度は、やはりこの労働災害の件数を下げるべく、皆様の力を結集して活動していこうではありませんか。そのためには、やはり過去の災害を振り返り、何が問題であったかを反省し、類似災害の可能性があるところには水平展開を図っていくことが重要ではないでしょうか。またハインリッヒの法則にもありますように、潜在化するリスクを低減することで災害を未然に防止するヒヤリハット活動なども有効ではないかと思えます。

今年度は、被災者を出さないという強い信念を持ちつつ、経済活動も強化して、働く人皆さんが幸せになるよう活動していきましょう。また、必要に応じて上越労働基準監督署様のご指導を賜ることも進めて行きたいと存じます。

最後になりますが、今後とも当協会へのご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。また、必要に応じて上越労働基準監督署様、並びに各会員事業所皆様の無災害、益々のご発展とご多幸を祈念致しまして、ご挨拶とさせていただきます。





上越署長着任にあたって

上越労働基準監督署

署長 寺嶋 茂 様

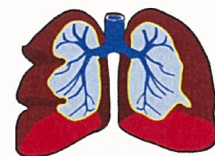
日頃から労働基準行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。4月1日付けで上越労働基準監督署長を拝命しました。

私は、平成8年度から2年間、高田労働基準監督署で労働基準監督官として、平成20年度から3年間、上越労働基準監督署で第一方面主任監督官として勤務していたこともあって、当署に赴任するにあたり、懐かしく感じております。よろしく願いいたします。

私は、平成30年度から2年間、厚生労働省の独立法人の労働者健康安全機構「新潟産業保健総合支援センター」(新潟市)副所長として、新潟県医師会、郡市医師会及び地域産業保健センターと連携して、中小規模事業場における定期健康診断の意見聴取・保健指導及び長時間労働者・高ストレス者の面接指導実施の推進を担当していました。

当署管内の定期健康診断の結果報告によると、令和3年の業種別定期健康診断の有所見率は以下のとおりです。有所見率を下げるには、定期健康診断の実施がもとより、医師等による意見聴取及び保健指導の実施も必要となってきます。労働者の高年齢化が進む昨今、定期健康診断の有所見率を下げる取組みは、「健康経営」として組織の健康と健全な経営を維持するために必要な取組みと言えます。

末筆ながら、貴協会並びに会員事業場の益々のご発展を祈念申し上げ、年度当初のご挨拶とさせていただきます。



【業種別定期健康診断有所見率(令和3年)】

業 種	製造業	建設業	運輸 交通業	第三次 産業	全業種
有所見率	64.9%	68.4%	68.1%	61.3%	64.0%



令和4年度 定期総会を開催しました ～ 新型コロナウイルス感染症対策で参加者数制限 ～

令和4年度定期総会を5月27日(金)午後3時30分より、ホテルセンチュリーイカヤを会場として、ご来賓には上越労働基準監督署の寺嶋署長、町田安全衛生課長のご臨席を賜り、かつ、新型コロナウイルス感染症対策として、参加人数を約50名に限定するとともに、開催時間も1時間程度、会場入場時の検温・手指アルコール消毒等の対策を実施しての開催となりました。

会員事業所の皆様には多大なるご迷惑、ご不便をお掛けしての開催となりましたが、何卒、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

総会は限られた時間ではございましたが、令和3年度事業報告・決算報告をはじめ、令和4年度事業計画・予算案など、滞りなく終了することができました。

令和4年度役員体制

		敬称略
協会長	タワーパートナーズ セミコンダクター 株式会社 新井地区	粉谷 直樹
副会長 (基準部会長)	頭城運送倉庫 株式会社	
副会長 (安全部会長)	株式会社 牛木組	
副会長 (衛生部会長)	日本化薬 株式会社 機能化学品事業本部 上越工場	
会計監事	ホシノ工業 株式会社	
会計監事	株式会社 柿崎機械	



ご来賓の寺嶋署長様



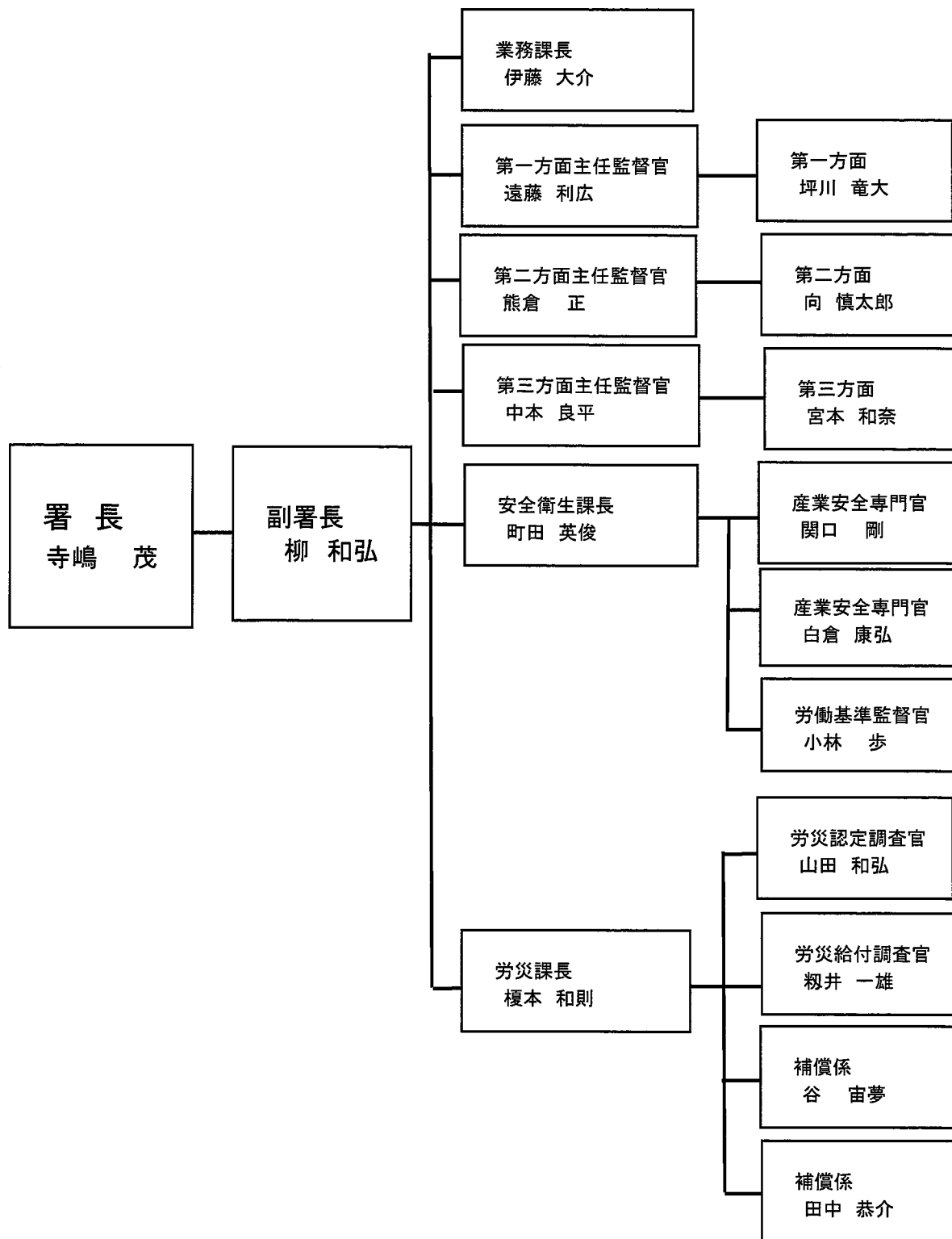
ご来賓の町田安全衛生課長様からのご指導



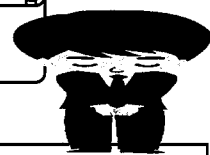
粉谷会長よりのご挨拶

上越労働基準監督署 組織図

令和4年4月1日現在



着任のご挨拶



第一方面主任 遠藤 利広 様

4月1日付けの人事異動により、新潟労働局雇用環境・均等室より赴任してまいりました 遠藤 と申します。上越署にはこれまで、平成22年より2年間安全衛生課長として、平成27年に第二方面主任として勤務させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症禍により雇用・労働にも影響が出ている中、働き方改革関連法の施行がされ、当行政では長時間労働の抑制等による人材確保・定着の促進を図っておりますが、社会的にも求められている賃金引上げに向けた原資確保の環境整備の取組みについても各省庁一体となって取り組んでおり、各監督署にも労働条件向上相談窓口を設置し、労働環境に応じたきめ細かい支援等を行っております。厳しい状況下ではございますが、従業員の雇用維持を前提としながらも賃金引き上げについても、ご理解ご検討をいただければ幸いにございます。また、本年度におきましても、昨年度と同様、当署の担当者が企業の求めに応じて訪問し、労基法等の説明をさせていただく「訪問支援」を展開していますので、是非、ご利用ください。最後になりましたが、高田労働基準協会並びに会員の皆様方の今後の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

安全衛生課長 町田 英俊 様

4月1日付けの人事異動により、長岡労働基準監督署から異動となりましたし 町田 と申します。出身地は上越市(高田)で土地勤もあり、上越署には平成19年度から2年間、産業安全専門官として勤務し2度目の勤務となり、懐かしく、また嬉しく思っております。

令和4年度は、第13次労働災害防止推進計画(5か年計画)の最終年度ですが、本計画の目標は、「死亡災害、重篤な災害撲滅」と「休業4日以上労働災害を2017年と比較して5%以上減少させること(目標値:249件以下)」です。

近年の労働災害は、転倒災害をはじめ労働者の不安全行動、作業手順を守らないことが主要因となる事案が多数を占めており、その対策として、① デジカメ写真・動画の活用による作業手順書、職場改善、職場巡視などの「見える化」② 高年齢労働者に配慮したエイジーフレンドリー・リスクアセスメントの推進 ③ 定期的・継続的な安全衛生教育(社内教育も含む)、職長等の能力向上教育による安全衛生意識の高揚 を実践することが求められます。

死亡災害、障害が残る重篤な災害等の発生により、本人及びご家族の人生が一変するようなことはあってはならないことです。健全な企業経営及び社会貢献の観点からも、労働者の生命と健康を守ることが重要な課題であり、「災害ゼロからリスクゼロ」を目指していただけるよう、よろしくお願いいたします。

労災課長 榎本 和則 様

4月1日付けの人事異動により、十日町労働基準監督署から赴任して参りました 榎本 と申します。上越署の勤務は2年ぶり、通算12年目となります。私の行政経験の殆んどが上越署にあり、これまで頼れる上司や同僚、そして何より上越地域の皆様に育てていただき、今日の自分があるものと自覚しております。微力ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、労災課では引き続き被災労働者に対して、迅速かつ公正な保護をするために必要な保険給付を行うことにより、セーフティネットとしての役割を果たすことを最重点に取り組んでまいります。また、労働行政における各種施策を推進するため、その財政基盤となる労働保険料の公正・適正な徴収にも努めて参ります。今年度も当署労災課の業務運営について、変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、高田労働基準協会並びに会員企業の皆様の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。



上越労働基準監督署からのお知らせ



次ページからの
リーフレットを
ご覧ください!!

詳細は 上越労働基準監督署 ☎025-524-2111
にお問い合わせいただくか



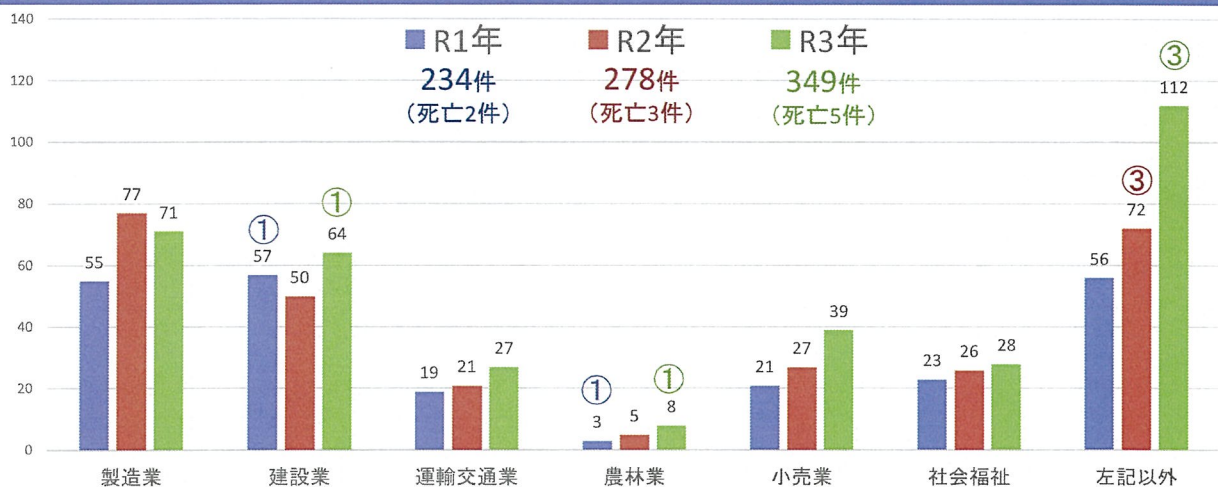
厚生労働省
ホームページで
ご確認ください。



ご安全に!!



上越監督署管内 労働災害発生状況



令和3年の上越署管内の労働災害は、4日以上休業災害が349件（前年278件）、死亡災害が5件（前年3件）発生しました。

第13次労働災害防止推進計画（H30年～R4年）では、今年令和4年において“休業災害249件以下（H29年比5%減）” “死亡・重篤災害撲滅”を目標としており、引き続き取り組みを推進します。

労働災害ゼロにチャレンジしてみませんか？

「新潟ゼロ災宣言運動2022」参加事業場募集！

労使協力して集中的な取組を行い、労働災害ゼロを達成していただくため、今年も「新潟ゼロ災宣言運動」を実施します。

事業場における自主的な安全衛生活動の一環として、みなさまの積極的なご参加をお待ちしています。

概要： 労使協力して「安全宣言」し、期間中ゼロ災害を達成した事業場について達成証を交付します。

承諾をいただいた参加事業場について新潟労働局HPで公表します。

実施期間： 令和4年7月1日～12月31日（申請期間：令和4年6月1日～7月7日）

対象： 新潟県内に所在の事業場（規模、業種は問いません）

参加申請： 新潟労働局ホームページ専用フォームからご参加ください。

詳細は新潟労働局のホームページをご覧ください。



新潟ゼロ災宣言運動

あわてない みんなで達成「ゼロ災害」

新潟労働局・各労働基準監督署

【問合先】

新潟労働局 労働基準部 健康安全課

〒950-8625

新潟市中央区美咲町1-2-1

新潟美咲合同庁舎2号館3階

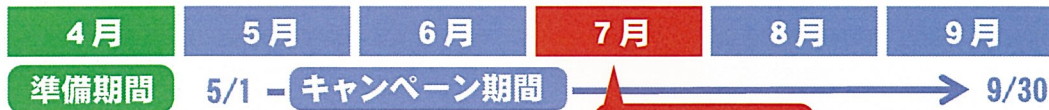
Tel 025-288-3505

STOP! 熱中症

令和4年5月~9月

クールワークキャンペーン

実施期間: 令和4年5月1日から9月30日まで(準備期間4月、重点取組期間7月)



熱中症予防のポイント

- ①WBGT(暑さ指数)の活用
- ②休憩場所の整備
- ③計画的な順化期間の設定
- ④定期的な水分・塩分の摂取
- ⑤透湿性・通気性の良い服装
- ⑥日常の健康管理
- ⑦熱中症防止の労働衛生教育
- ⑧発症に備えた緊急連絡網作成

詳しくは厚生労働省ホームページをチェック!

職場における熱中症予防

検索

重点取組期間



WBGT測定器



日陰の確保



クールベスト

職場における労働衛生基準が変わりました

温度について

空気調和設備のある室の気温の努力目標値について見直されました。

改正前 17度以上28度以下

改正後 18度以上28度以下



その他のQ&Aはこちら
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000860575.pdf>

照度について

事務所における照度について、作業の区分と照度の基準が変わりました。

作業の区分	基準
一般的な事務作業	300ルクス以上
付随的な事務作業*	150ルクス以上

個々の事務作業に適切な照度については、上記基準を満たした上で、日本産業規格JIS Z9110の規定する推奨照度等を参照してください。

- 常備品目の規定がなくなりました。
- 「場」にスポーツドリンク等に含まれる塩分も該当することを明示しました。
- 便所の設置基準が変わりました。
- CO・CO₂含有率の測定器の例を明示しました。
- 休憩設備の留意点を新たに示しました。
- 更衣室・シャワー設備等の留意点を新たに示しました。
- 休養室・休養所を設置する際の留意点を新たに示しました。

職場における新型コロナウイルス感染症対策のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室など”場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

安全衛生委員会等において職場の実態に即した実行可能な感染症拡大防止対策を検討するための**チェックリスト**を厚生労働省HPIに掲載しています

安全衛生委員会/労務委員会資料 1/告知 年 月

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのチェックリスト

項	目	確認
1	感染予防のための体制	
	・専任者のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい/いいえ
	・事業場の感染予防の責任者及び担当者を選任している。(衛生管理室、衛生推進者など)	はい/いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ

職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー
025-288-3505(新潟労働局健康安全課 平日8:30～17:15)

働き方改革関連法が順次施行されます

令和5年(2023年)4月施行 中小企業の時間外労働割増賃金率引上

- ◆中小企業の猶予措置が終了し、月60時間超の時間外労働割増賃金率が50%になります。
- ◆就業規則の割増賃金部分を変更し、届け出る必要があります(労働者10名以上)。

令和6年(2024年)4月施行 時間外労働上限規制の全面適用

- ◆建設業、自動車運転者等の猶予措置が終了し、時間外労働の上限規制が適用されます。
- ◆36協定の様式を「第9号の4」から「第9号」または「第9号の2」に変更する必要があります。

【参考】既に施行済の内容

- ・時間外労働の上限規制(適用猶予業種・業務等を除く)
- ・年次有給休暇の年5日の時季指定義務
- ・労働時間の状況の把握義務
- ・勤務時間インターバル制度の導入促進(努力義務)
- ・非正規雇用労働者の不合理な待遇差禁止(同一労働同一賃金)

詳しくは、厚生労働省

働き方改革特設サイト

NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる



<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/top/>

対応にお困りの場合は・・・

上越労働基準監督署の訪問支援(Tel025-524-2111)、または新潟働き方改革推進支援センター(Tel0120-009-229)にご相談ください。